

# 憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改憲阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp

HPサイト http://www.kenpoukaigi.gr.jp

本号 287 第 287 号

2011年5月18日

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

## 18日本会議 参議院憲法審査会規程の制定を議決

### 緊急議面集会で制定強行に抗議／憲法会議は事務局長談話

18日の参議院本会議で参議院憲法審査会規程が賛成多数で議決されました。

本会議では、委員会審議を省略して本会議にかけることを確認、鈴木政二氏（参議院議院運営委員長・自民党）が議員7人を代表して、規程案の趣旨説明を行い、構成は45人、国会の開閉中を問わず開催できること、公開、過半数議決、改憲原案審議は公聴会開催の義務をもつことなどとなりました。

今回、憲法をめぐる案件であり、「少数会派」も討論することとなり、反対討論を紙智子（日本共産党）と福島瑞穂（社民党）の各議員、賛成討論を中曽根弘文（自民党）、秋野弘道（公明党）、江口克彦（みんな）、中山恭子（たちあがれ・改革）、亀井亜紀子（国民新党）の各議員が行ないました。

賛成討論では、『『不作為』『有言不実行』は政治不信のもと。許されない』（江口議員）、「加憲のわが党の主張が取り入れられた」（秋野議員）、「非常事態への規定がない現憲法の検討を早く」（亀井議員）、「日本の伝統と文化、国のあり方の議論からにげてはならない」（中川議員）などおよそ、憲法遵守義務を課せられた国会議員とは思えない、改憲派によるこの間の主張の繰り返しでした。

紙智子議員は、4年前の手続法強行と同じ「立法の不作為」論が今度の規程案制定の論理であるが、民主党は手続法にも、衆院憲法審査会規程にも反対したのに、今回自ら衆院と同じ内容の規程案を提出した、これでは国民に説明がつかないと指摘。「ねじれ国会」をのりきる思惑で自民党の要求をのむという憲法にかかわる問題を政権維持の手段にしていることを糾弾しました。政治の役割は、今日の大震災のもとで、国民が求めている9条改憲やそれに道を開く審査会規程制定でなく、憲法25条を生かした被災者の生活再建と復興であることを強調しました。福島瑞穂議員も、震災のどさくさにまぎれて、必要のないものを作るべきでないことなどを述べました。

押しボタン採決の結果は、賛成218、反対11（出席総数229）でした。

### 参院議面で緊急抗議集会

午後には全労連、自由法曹団、憲法会議など9団体が呼びかけた緊急集会が行われました。参院議面での集会では、井上哲士日本共産党参院国対委員長が報告、新婦人の会、千葉労連、平和委員会、全教、国公労連の代表が発言しました。

【2ページに憲法会議事務局長談話を掲載】

## 【談話】

### 参議院憲法審査会規程議決に抗議し、憲法の原理で大震災復興を進め、 改憲反対・9条守れの運動をさらに大きくすることを呼びかけます

2011年5月18日

憲法会議（憲法改悪阻止各界連絡会議）事務局長 平井 正

本日参議院本会議で、憲法審査会規程が賛成 218、反対 11 で議決されました。

憲法会議は、委員会での審議もせず、いきなり本会議で多数をもって議決を強行したこの暴挙は絶対に許せません。

憲法審査会は4年前、改憲原案を審査し提出する機関として規定されました。当時、安倍政権のもとで、慎重審議を求める圧倒的多数の国民の声を無視し、自民党などがめざす9条改憲のスケジュールにそって、改憲手続法が強行成立させられました。この自民党政治に国民はノーの審判を下しました。その結果、衆議院は規程の制定にとどまり、参議院では規程もつくり、始動させてきませんでした。

今回、民主党・菅政権は「ねじれ国会」をのりきるために自民党の要求を受け入れたともいわれています。憲法にかかわる問題を政権維持の具にすることなど許されません。

審査会規程がないことで、国民の権利が侵害された事実はどこにもなく、規程制定を急ぐ人たちが言う「立法不作為」論は成り立ちません。だいたい国民は憲法改正を求めてはいません。この間、改憲勢力は執拗に改憲の機運を盛り上げようとしてきましたが、国民はそれをきっぱりと拒否し、今日まで、改憲勢力が主眼とする「9条改憲」は、どの世論調査でも少数です。

改憲手続法は、どんなに低い投票率でも国民投票が有効になると定め、有権者の二割台、一割台の賛成でも改憲案が通る仕組みであり、公務員などの国民投票運動の制限など、不公正・反民主的な欠陥法でもあり、民主党も当時、反対しました。参議院で、民主党提案の18項目の付帯決議は、今日までまったく議論されていません。民主党は衆議院審査会規程にも反対しました。にもかかわらず民主党は今回、衆議院とほとんど同じ内容の規程案を議運理事会に自ら提案し、本日の本会議では討論もせず賛成しました。国民には理解できないことです。

いま、未曾有の大震災と原発事故のもとで、政治がやらなければならないことは、党利党略によって国民が求めてもいない改憲を推進することではありません。生存権を保障した憲法13条25条を生かし、憲法の立場で、何よりも人命と生活を最優先にして、被災者を救援し、原子力災害の危険を除去し、生活再建と復興にむけてあらゆる手をつくし、全力をあげることです。

憲法会議は、参院憲法審査会規程議決の強行に重ねて抗議するとともに、憲法審査会の実質的な中身をつくらせず、始動させない世論とたたかいをさらに大きくすることを呼びかけます。そして、改憲反対、9条守れ、憲法を生かそうの声がゆるぎない多数派となるよういっそう奮闘する決意です。